

学術委員会委員（支部代表）の選出方法に関する内規

平成5年11月22日制定

平成24年9月7日改正

令和6年3月27日改正

内規制定の経緯

学術委員会の役割：学術関係事業に関する理事会の補佐機関としての役割の他、調査研究関係委員会の相互連絡、論文集の発行企画、大会関係行事の計画実施、日本学術会議関係事項の検討処理等を行っている。

委員会構成：本会副会長（理事）を委員長及び副委員長とし、学術担当理事が幹事を務め、さらに調査研究委員会委員長及び支部代表者が加わり委員会を構成している。

以上のような委員会の役割とその構成を勘案して、当支部代表委員の選出方法は以下により行う。

- 1、東北支部に属する建築系大学の教授職にある者の中から選出することを原則とする。
- 2、当該大学から推薦された候補者を支部役員会で決定する。
- 3、学術委員候補者の推薦は、これまでの学術委員選出の状況を勘案して決める。
- 4、委員の任期は2年とし、6月に始まり翌々年の5月までとする。

以上